

○三島市地域防犯活動事業費補助金交付要綱

平成16年5月26日

制定

(趣旨)

**第1条** 市長は、地域ぐるみの防犯活動を促進するため、当該活動を行う地区安全会議に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この要綱において「地区安全会議」とは、おおむね小学校の通学区域における複数の自治会又は町内会を中心に、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として自主的に結成された組織をいう。

(補助の対象)

**第3条** 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、地区安全会議が犯罪の防止に関して行う別表に定める活動(防犯灯の設置及び維持管理に係るものを除く。)に要する経費のうち、市長が必要と認めたものとする。

(補助金の額等)

**第4条** 市長は、1の地区安全会議につき1回に限り、60万円を限度として、補助対象経費以内の額の補助金を交付するものとする。ただし、当該補助金の額が60万円に達しない場合にあつては、当該補助金の交付を受けた年度に続く1年度に限り、60万円から当該補助金の額を控除した額を限度として、補助対象経費以内の額の補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項に定めるもののほか、1年度につき1回に限り、5万円を限度として、補助対象経費以内の額の補助金を交付するものとする。

3 第1項及び前項に規定する補助金は、同一の年度において、重複して交付しない。

(交付の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする地区安全会議は、地域防犯活動事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 資金状況調べ(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更承認等の申請)

**第6条** 補助金の交付の決定を受けた地区安全会議(以下「補助事業者」という。)は、当該補助対象事業の内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ、地域防犯活動事業内容変更等承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書(様式第2号)
- (2) 変更収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告)

**第7条** 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(概算払の請求)

**第8条** 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保管)

**第9条** 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、制定の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

**附 則(平成18年3月31日制定)**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則(平成21年3月24日制定)**

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**別表(第3条関係)**

活動の区分	経費の区分
防犯教室、講演会等の開催	講師報償費

	講師旅費
	会場使用料
	その他の経費
啓発用パンフレット等の製作	パンフレット製作費
	ちらし製作費
	ポスター製作費
	その他の経費
啓発用立看板等の製作	立看板製作費
	のぼり旗製作費
	その他の経費
各種啓発用資材の製作等	横断幕、懸垂幕等製作費
	防犯ステッカー・シール等製作費
	防犯ブザー、ホイッスル等購入費
	その他の経費
防犯情報コーナーの設置	掲示用パネル購入費
	パーティション購入費
	参考図書・書籍等購入費
	パソコン等購入費
	プロバイダ登録料
	その他の経費
防犯キャンペーンの開催	防犯グッズ購入費
	開催ちらし、パンフレット等製作費
	たすき、ジャンパー等購入費
	その他の経費
防犯標語、ポスターコンクール等の開催	審査員報償費
	審査員旅費
	会場使用料
	募集ちらし、パンフレット等製作費
	景品購入費
	その他の経費

防犯パトロールの実施	帽子、腕章、ホイッスル等購入費
	ジャンパー等購入費
	懐中電灯、電池等購入費
	保険料
	その他の経費
防犯点検の実施	地域地図、筆記用具、画板等購入費
	懐中電灯、電池等購入費
	照度計購入費
	保険料
	その他の経費
防犯マップの作成	用紙、筆記用具等購入費
	カメラ、フィルム等購入費
	写真現像、焼付け費
	マップ印刷費
	マップ作成ソフト購入費
	パソコン等購入費
	その他の経費
自治会管理施設等の防犯対策の実施	センサーライト設置費
	警報装置設置費
	防犯カメラ設置費
	その他の経費
地域環境美化活動等の実施	落書き消しに要する経費(溶剤、マスク、刷毛等)
	花壇の設置に要する経費(種、苗、土壌、肥料、鉢等)
	枝払いに要する経費(のこぎり、 <sup>せん</sup> 剪定ばさみ、脚立、ゴミ袋等)
	その他の活動に要する経費
その他の活動	その他市長が特に必要と認めた地域ぐるみの防犯活動に要する経費

備考 経費には、食糧費を含めないものとする。

様式第1号(第5条関係)

地域防犯活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

三島市長

あて

組 織 名  
代表者住所  
申 請 者  
代表者氏名  
電 話 番 号

㊦

地域防犯活動事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助申請額 円
- 2 事業の目的

様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 地区安全会議の状況

組 織	名 称	
	所 在 地 (連絡先)	〒  電話番号 — —
代 表 者	氏 名	
	役 職	
	任 所	〒  電話番号 — —
組織の構成員	人	
構成員の内訳		
構成自治会等の名称		
地区内の住民数	約 人	
地区内の小・中学校の名称		

(注)1 「構成員の内訳」欄には、地区安全会議の構成員の内訳(自治会役員、地域安全推進員、民生委員、児童委員、補導委員、保護司、PTA、こども110番の家、NPO、事業所、学校、警察その他の行政機関等)について、それぞれの人数を記載すること。

2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

2 地域防犯活動事業の状況

事業の内容	活動の区分	活動の内容	実施(予定)時期	完了(予定)年月日

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

3 事業費等の状況

事業 の 内 容	活動の区分	経費の区分	数量	単価	事業費
				円	円
	計				

(注)1 物品の購入等にあつては、2社以上から見積書を徴し、そのすべてを添付すること。

2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号(第5条、第6条、第7条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
計					

様式第4号(第5条関係)

資金状況調べ

(単位:円)

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号(第6条関係)

地域防犯活動事業内容変更等承認申請書

年 月 日

三島市長

あて

組 織 名  
代表者住所  
申 請 者  
代表者氏名  
電 話 番 号

㊦

年 月 日付で申請した地域防犯活動事業の内容の変更等をしたので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更(中止)理由

様式第6号(第8条関係)

概算払請求書

年 月 日

三島市長

あて

組織名  
代表者住所  
申請者  
代表者氏名  
電話番号



年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた地域防犯活動事業費補助金について、次のとおり概算払を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

補助事業の名称		
請求額	円	
交付決定を受けた額	円	
補助金交付決定通知日	年 月 日	
三島市指令番号	第 号	
概算払を必要とする理由		
口座振込先	金融機関名	
	支店名	
	(フリガナ) 口座名義人	
	口座種別	
	口座番号	

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条・第6条・第7条関係)

様式第3号(第5条、第6条、第7条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)